

県の慣行基準が設定されていない作物のうち、
有機農業の取組の支援対象として県が判定した作物

環境保全型農業直接支払交付金実施要領（平成23年4月1日付け22生産第10953号農林水産事務次官依命通知）第4の1の（3）のイに基づき、県の慣行基準を定めていない作物のうち、次に示す作物については通常の営農管理において化学肥料または化学合成農薬を使用する作物であると判定し、有機農業の取組において支援を行うこととする。

果樹	あんず、もも
野菜	からしな、たかな、アスパラ菜、なばな、メキャベツ、コールラビ、ケール、エンサイ、モロヘイヤ、チコリ、つるむらさき、ふだんそう、ルバーブ、アスパラガス マクワウリ、ズッキーニ、ピーマン、とうがらし、ししとう、食用ほおずき、オクラ はつかだいこん、ビーツ、ヤーコン、ラッキョウ、エシャレット、にんにく、ペコロス、しょうが さやえんどう、あずき、らっかせい
その他作物	ごま
飼料用作物	飼料用イネ